

平成23年 3月23日

住所 (所在地) 亀山市東御幸町219番地の18

氏名 (名称) 株式会社 きれい・リサイクルシステム

様

鈴鹿市長 川岸 光男



廃棄物処理施設使用許可書

平成23年1月12日付で申請のあった廃棄物処理施設の使用について、鈴鹿市廃棄物処理施設条例第3条の規定により下記のとおり許可します。

許可施設	鈴鹿市清掃センター	
許可期間	平成23年 4月 1日 から平成24年 3月31日	
廃棄物の種類	家庭系廃棄物	事業系廃棄物
		生ごみ・紙屑・落ち葉・草木・吸殻・貝殻 固形処理食用油・花・海老ガラ 段ボール・紙パック・衣類・タオル・毛布 新聞紙・雑誌・紙おむつ(汚物は取除く) 使い捨てカイロ
運搬者	住所(所在地) 氏名(名称)	一般廃棄物収集運搬業許可No. 21 株式会社 きれい・リサイクルシステム
運搬車両	一般廃棄物収集運搬業許可車両	
許可条件	1 処理施設へ搬入する廃棄物は、鈴鹿市内から排出されたものに限る。 2 ごみの分別を確実にを行い、資源ごみについては、リサイクルに廻し減量に努めること 3 使用許可に関する指示事項を遵守すること。 4 許可条件及び指示事項に違反した場合、又は施設職員の指示に従わない場合は、許可を取り消すことがある。 5 事故・工事等により、施設の使用許可を一時的に停止する場合がある。	
搬入時間	月曜日 9時30分～12時, 13時30分～16時 火曜日から金曜日 9時 ～12時, 13時 ～16時 ただし、破碎を要する廃棄物 11時30分までと、15時30分まで ※ 土曜日、日曜日、年末年始は搬入できません。	